

未来を拓く中学校教育の在り方について

1 目的

東広島市中学校教育の伝統を生かしながら、新しい時代に対応した授業改善、生徒指導及び部活動など、これからの中学校教育の在り方について、方向性を検討する。

2 検討内容

- (1) 新たな教育課題に対応する授業研究の在り方について
- (2) 時代の変化に対応した生徒指導の在り方について
- (3) 将来にわたって持続可能な部活動の在り方について

3 検討会の開催時期及び内容

回	時期	内容
第1回	6月24日(木)	現状認識のためのフリートーク
第2回	7月27日(火)	時代の変化に対応した生徒指導の在り方
第3回	8月24日(火)	将来にわたって持続可能な部活動の在り方
第4回	9月21日(火)	新たな教育課題に対応する授業研究の在り方
第5回	10月26日(火)	未来を拓く中学校教育の在り方

4 検討会会員

- 舛金 智秋 (前広島県公立中学校長会会長)
- 竹原 弘長 (東広島市公立中学校長会会長)
- 永井 秀行 (東広島市PTA連合会会長)
- 米谷 剛 (広島大学大学院人間社会科学研究科准教授)
- 奥 典道 (前廿日市市教育委員会教育長)
- 中森 英雄 (東広島市教育委員会学校経営アドバイザー主任)
- 榊原 恒雄 (東広島市教育委員会教育参与)

「未来を拓く中学校教育の在り方について」 全体方針の概要

これから「未来を拓く中学校教育の在り方について」の全体方針の概要を説明いたします。急激な社会の変化が進む中で、子供たちが変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することが必要とされており、それに対応し、学校教育も変化していかなければならないことが求められています。

このため、本市の中学校教育の現状および課題を踏まえたこれからの中学校教育の在り方について、国や県の方向性を踏まえて、学校現場の実情を踏まえた議論を進めてまいりました。本市の中学校教育の伝統を生かしながら、新しい時代に対応した本市としての授業研究、生徒指導及び部活動の在り方を整理し、具体的に取り組んでいきたいと考えています。また、未来を拓く中学校教育の目指す姿を次のとおり設定し、「多様性」「自律性」「協働性」をキーワードに具体的に取組を進めてまいります。

未来を拓く中学校教育の目指す姿

『夢と志』をもち、グローバル社会をたくましく生きる人材の育成

1 新たな教育課題に対応する授業研究の在り方について

東広島市で取り組まれてきた「活発な授業研究」を基盤に、これからの激しい変化の中でも継続的に新たな教育課題に対応する授業研究を進めていきます。

① 新たな教育課題に対応する授業研究の推進

本市では、教員がお互いの授業を検討しながら学び合い、改善していく授業研究が日常的に行われ、指導方法の工夫・改善を続けています。これからの激しい変化の中で、新たな教育課題に対応していくためには、引き続き、教員自らが指導方法を不断に見直し、改善していくことが求められます。このため、新たな教育課題に対応する授業研究を推進するための体制整備を行います。

② 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結びつけて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の取組を活性化していくことが重要です。このため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、本市としての授業改善の視点を整理します。

③ ICTの活用に向けた教員の資質・能力の向上

主体的・対話的で深い学びの実現や情報活用能力の育成のためには、一人一人の教員がICT活用指導力の向上の必要性を理解し、研修に積極的に参加したり、自己研鑽を深めたりすることが求められています。このため、全ての教員に必要となるICT活用指導力を育成するために、ICT活用指導力チェック表を活用した研修や先進的な実践事例の交流を行います。

2 時代の変化に対応した生徒指導の在り方について

東広島市で取り組まれてきた「関わりきる生徒指導」を踏まえつつ、時代の変化に対応した生徒指導を進めていきます。

① 自己指導能力の育成を目指した積極的な生徒指導の在り方

生徒指導は、一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動です。本市では、これまで「関わりきる生徒指導」に取り組んできましたが、これを更に発展させるために、生徒指導で目指す子供の姿を明確にし、生徒指導の充実を図ります。このため、自己指導能力の育成を目指した積極的な生徒指導の在り方を整理し、方針を策定します。

② 合意形成と意思決定を基盤とした校則の見直し

学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は、生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものとなっているか、絶えず積極的に見直さなければなりません。このため、校則を必要かつ合理的な範囲内において制定し、生徒が校則を自分のものとして捉え、自主的に守ることができるよう、校則の見直しのためのガイドラインを策定します。

③ 社会的自立に向けた不登校等生徒の支援の強化・充実

不登校等生徒については、社会的自立を目指す観点から、家庭や関係機関との連携を図り、個々の生徒の実態に応じた支援が必要です。支援にあたっては、自己選択を基本とした多様な学びの充実や安心して過ごせる環境整備などが求められています。このため、SSRの拡充や学校生活相談ネットワークの充実など、社会的自立に向けた不登校等生徒の支援の強化・充実を図ります。

3 将来にわたって持続可能な部活動の在り方について

東広島市で取り組まれてきた「活発な部活動」を踏まえつつ、将来にわたって持続可能な部活動を進めていきます。

① 部活動改革の現状と課題を踏まえた方向性

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するものであり、学習指導要領に位置付けられた活動です。一方で、部活動の設置・運営は、法令上の義務として定められるものではなく、必ずしも教員が担う必要のない業務として位置付けられています。このため、部活動改革の現状と課題を踏まえた方向性を整理します。

② 部活動の方針及び働き方改革取組方針の見直し

本市においては、生徒にとって望ましい部活動の実現や部活動指導に係る教員の負担軽減のために方針を策定し、これまで部活動改革に取り組んできたところです。部活動改革の現状と課題を踏まえた今後の方向性を踏まえ、持続可能な部活動の実現に向けて、更なる部活動改革を推進するため、「東広島市立中学校に係る部活動の方針」及び「学校における働き方改革取組方針」を改訂します。

③ 他校、地域、大学及び企業等との連携

生徒のスポーツ・文化的な活動環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域等との連携、保護者の理解と協力等により、学校と地域等が協働・融合した形でのスポーツ・文化的な活動環境の整備が求められています。このため、本市における教育資源を有効に活用し、学校と地域等が共に子どもを育てるといった視点に立って他校、地域、大学及び企業等の連携による部活動を進めていきます。

1-① 新たな教育課題に対応する授業研究の推進

これまでの各学校における授業研究の質を維持し更に高めるとともに、新たな教育課題に継続的に対応する授業研究の推進のための体制整備を行います。

1 令和の日本型学校教育における目指す教職員の姿

教師が技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている。その際、子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている。

中央教育審議会『令和の日本型学校教育』の構築を目指して(答申)。(令和3年1月)

2 教員研修に関する改革の具体的な方向性

「教員は学校で育つ」ものであり、教員の資質能力を向上させるためには、経験年数や職能、専門教科ごとに行われる校外研修の体系的な実施とともに、学校内において同僚の教員とともに支え合いながら OJTを通じて日常的に学び合う校内研修及び園内研修の充実や、個々の教員が自ら課題を持って自律的、主体的に行う研修に対する支援のための方策を講じることが必要である。

中央教育審議会「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(答申)。(平成27年12月)

3 授業研究を推進するための具体的な取組

(1) 各学校における校内研修

取組	概要
①各学校における 授業研究の支援 多様性 自律性	各学校における自律的な授業研究の推進を促すために、学びの変革推進協議会等において、授業研究の進め方について協議を行うとともに、学校の要望に応じて、継続的に学校全体の授業研究の支援を行います。あわせて、研究主任等の人材育成を行います。
②各学校における 研修体制の支援 協働性 自律性	各学校における研修体制を支援するために、学校の要望に応じて、市教育委員会の指導主事の派遣、県教育委員会の指導主事の要請訪問の調整、大学との連携、ICTを活用した支援などを行います。あわせて、OJTを通じて学び合う研修体制の構築も支援します。
③9年間を見通した 授業研究の推進 協働性 自律性	義務教育9年間を見通した授業研究を推進するために、中学校区の要望に応じて、市教育委員会の指導主事の派遣や県教育委員会の指導主事の要請訪問の調整を行います。
④指導力向上ステップ アップ研修の充実 自律性	学習指導等に不安を抱えている教員や教職経験の浅い教員を対象とし、学校の要望に応じて、市教育委員会の指導主事の派遣を行い、教員の実践的指導力及び専門性の向上を図ります。

(2) 市教育研究会

取組	概要
①教科専門性の向上 協働性 自律性	各教育研究会の会員の教科専門性の向上を図るために、教育研究会と市教育委員会が連携し、教育研究会の要望に応じて、市教育委員会の指導主事の派遣や県教育委員会の指導主事の要請訪問の調整を行います。
②教科推進リーダー の育成 自律性	各教育研究会の自主的、創造的な教育研究の推進を促すために、教科教育研修受講修了者等の支援を行い、各教育研究会における教科推進リーダーの育成を支援します。また、指導教諭や授業の匠の積極的な活用を促します。

(3) 自主研究サークル

取組	概要
①自主研究サークル の支援 自律性	第五次学校教育レベルアッププランにおいて、計画している自主研究サークル(サードプレイス)の立ち上げにあたっての支援を行います。

1-② 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進するため、国や県の方向性を踏まえて、本市としての授業改善の視点を整理します。

1 主体的・対話的で深い学びを実現することの意義

「主体的・対話的で深い学び」の実現とは、以下の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようにすることである。

中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月)

2 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の視点

自律性

多様性

協働性

現在、国や県においては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について、様々な方向性が示されています。これらの方向性を踏まえ、本市としての授業改善の視点を次の12の視点到整理するとともに、別紙のとおり構造化したうえで、各学校における授業改善を進めていきます。

視点	概要
①育成すべき 資質・能力	学校の教育目標や重点目標を踏まえ、「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性など」の3つの柱からなる資質・能力を総合的にバランスよく設定しているか。
②主体的な学び	学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。
③対話的な学び	子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。
④深い学び	習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。
⑤個別最適な学び	子供への重点的な指導や指導方法等の工夫などの「指導の個別化」や子供一人一人に応じた学習活動や学習課題の提供などの「学習の個性化」からなる「個別最適な学び」の充実を図っているか。
⑥協働的な学び	子供同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、子供一人一人の良い点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせたり、よりよい学びを生み出していく「協働的な学び」の充実を図っているか。
⑦学習者の視点と 授業者の視点の往還	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の視点として、学習者の視点と授業者の視点を双方を意識し、学習者における学びの改善と授業者における授業の改善を行っているか。
⑧本質的な問い	子供の深い学びを促すために、「単元構想シート」を活用し、カリキュラムを構成する問いの三つの階層を踏まえて、単元計画を構想し、授業改善を行っているか。
⑨カリキュラム・ マネジメント	「カリキュラム・マネジメント実施状況シート」を活用し、学校でカリキュラム・マネジメントの実施状況を自己診断し、改善に生かしているか。
⑩指導と評価の一体化	子供の学習状況を評価し、その結果を子供の学習や教師による指導の改善等につなげ、学校全体として組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っているか。
⑪15歳の生徒に 身に付けておいて もらいたい力	広島県の15歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力である「自己を認識する力」、「自分の人生を選択する力」、「表現する力」を教科等の授業の場面で、意図的・計画的に育成しているか。
⑫重視する資質・能力 (非認知能力)	東広島市教育委員会「第5次学校教育レベルアッププラン」におけるこれからの社会を生きるために重視する資質・能力(非認知能力)である「自律性」「協働性」「創造性」を教科等の授業の場面で、意図的・計画的に育成しているか。

東広島版「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の12の視点」

東広島市として、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、次の12の視点で授業改善に取り組みます。

⑤個別最適な学び

子供への重点的な指導や指導方法等の工夫などの「指導の個別化」や子供一人一人に応じた学習活動や学習課題の提供などの「学習の個性化」からなる「個別最適な学び」の充実を図っているか。

⑥協働的な学び

子供同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、子供一人一人の良い点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせられ、よりよい学びを生み出していく「協働的な学び」の充実を図っているか。

⑪15歳の生徒に身に付けて

おいてもらいたい力

広島県の15歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力である「自己を認識する力」「自分の人生を選択する力」「表現する力」を教科等の授業の場面で、意図的・計画的に育成しているか。

⑫重視する資質・能力（非認知能力）

東広島市教育委員会「第5次学校教育レベルアッププラン」におけるこれからの社会を生きるために重視する資質・能力（非認知能力）である「自律性」「協働性」「創造性」を教科等の授業の場面で、意図的・計画的に育成しているか。

②主体的な学び

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。

③対話的な学び

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。

④深い学び

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

①育成すべき資質・能力

学校の教育目標や重点目標を踏まえ、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱からなる資質・能力を総合的にバランスよく設定しているか。

学びに向かう力、人間性等

どのように社会・世界と関わり、
よりよい人生を送るか

「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を
総合的にとらえて構造化

何を理解しているか
何ができるか

知識及び技能

理解していること・できる
ことをどう使うか

思考力、判断力、表現力等

⑦学者の視点と

授業者の視点の往還

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の視点として、学習者の視点と授業者の視点を双方を意識し、学習者における学びの改善と授業者における授業の改善を行っているか。

⑧本質的な問い

子供の深い学びを促すために、「単元構想シート」を活用し、カリキュラムを構成する問いの三つの階層を踏まえて、単元計画を構想し、授業改善を行っているか。

⑩指導と評価の一体化

子供の学習状況を評価し、その結果を子供の学習や教師による指導の改善等につなげ、学校全体として組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っているか。

⑨カリキュラム・マネジメント

「カリキュラム・マネジメント実施状況シート」を活用し、学校でカリキュラム・マネジメントの実施状況を自己診断し、改善に生かしているか。

1-③ ICTの活用に向けた教員の資質・能力の向上

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進するために、全ての教員に必要となるICT活用指導力の向上に向けた支援を行います。

1 ICTの活用に向けた教員の資質・能力の向上

新学習指導要領において示された資質・能力の3つの柱を一体的に育成し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に資する、我が国ならではのICTの活用モデルを確立していくために、教師は、授業研究の積み重ねにより、「子供はいかに学ぶか」「どう支援するか」を問い直していくことが求められる。

中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して(答申)」(令和3年1月)

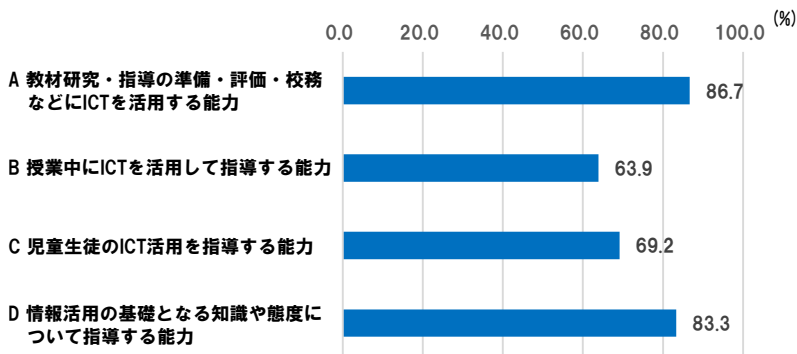
2 教員のICT活用指導力の重要性

情報社会の進展の中で、一人一人の児童生徒に情報活用能力を身に付けさせることは、ますます重要になっている。また、教師あるいは児童生徒がICTを活用して学ぶ場面を効果的に授業に取り入れることにより、児童生徒の学習に対する意欲や興味・関心を高め、「主体的・対話的で深い学び」を実現することが求められている。

文部科学省「教育の情報化に関する手引ー追補版ー」(令和2年6月)

3 本市教員のICT活用指導力の現状と課題

令和2年度 学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果
(肯定的回答「できる・ややできる」の割合)



※ICT活用指導力とは、文部科学省が設定した教員のICTの活用指導に関する基準であり、上記のA～Dの4項目で構成されている。

本市教員の実態として、調査項目B・Cの能力が、他の調査項目に比べてやや低い傾向が見られるため、これらの能力の向上を図ることを重点的に行う必要があります。

そこで、本市が整備している情報機器や導入ソフトの活用レベルに応じたICT活用指導力チェック表をもとに、各学校の課題に応じた研修や先進的な実践事例の交流などを実施し、B・Cの能力を中心にICT活用指導力の向上を図ります。

4 ICT活用指導力の向上に向けた具体的な取組

視点	概要
①ICT活用指導力チェック表の活用 自律性	ICT活用指導力チェック表は、ステップ1(基本操作)、ステップ2(映写)、ステップ3(書き込み)、ステップ4(子供が撮影)、ステップ5(まとめや発表等)、ステップ6(オンライン授業の準備)で構成しており、全26項目のうち、23項目以上をできるようになることを目標とします。
②ICT要請&出前講座の実施 多様性 自律性	ICTを活用した授業実践において、学校が感じている困り感に対応するため、要請講座(オンライン・年8回程度)と出前講座(訪問・随時)を実施します。ICT活用指導力チェック表をもとに困り感が多い項目は要請講座で、少ない項目は出前講座で実施します。
③ICT実践交流会の実施 協働性 自律性	ICTを活用した先進的な実践事例を交流する実践交流会を実施します。実施方法はオンラインで月1回以上の開催とし、参加者は希望とします。参加する際には、操作用の端末(学習用タブレット)を準備し、実際に操作をしながら研修を受講します。
④授業におけるICT活用例リストの活用 自律性	各教科等の特質に応じて、適切な場面でICTの活用を図ることで、児童生徒の学習の基盤となる情報活用能力が育成され、主体的・対話的で深い学びへとつながります。このため、授業におけるICT活用例リストを活用し、教科等の指導におけるICT活用の充実を図ります。
⑤ICT支援員等の派遣 協働性 自律性	ICTを活用した教育を推進するためには、教職員をサポートするICT支援員が重要な役割を果たします。このため、学校の要望に応じて、ICT支援員等を派遣します。

2-① 自己指導能力の育成を目指した積極的な生徒指導の在り方

これまで東広島市で行ってきた「関わりきる生徒指導」を踏まえつつ、これを更に発展させるために、生徒指導で目指す生徒の姿を明確にし、生徒指導の充実を図ります。

1 生徒指導の目標

各学校においては、生徒指導が、一人一人の生徒の健全な成長を促し、生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、学習指導と関連付けながら、その一層の充実を図っていくことが必要です。

文部科学省「中学校学習指導要領解説総則編」(平成29年8月)

2 積極的な生徒指導

生徒指導は、「成長を促す指導」「予防的な指導」「課題解決的な指導」の3つに分けることができる。いじめや不登校等の生徒指導上の課題について、問題行動など目前の問題に対応するといった課題解決的な指導だけでなく、成長を促す指導や予防的な指導を改めて認識することで、問題行動の発生を未然に防止し、全ての児童生徒が自ら現在や将来における自己実現を図っていくための能力の育成を目指し、学校におけるあらゆる場面を通じて積極的に生徒指導を行っていくことが重要である。

文部副大臣決定「魅力ある学校づくり検討チーム」報告(令和2年9月)

3 生徒指導で目指す生徒の姿

自己指導能力を身に付けた生徒

「その時、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する」

4 生徒指導の三機能の視点

生徒の自己指導能力を育成するためには、生徒指導の三機能をあらゆる教育活動の場に生かすことが大切です。この生徒指導の三機能を”教職員の視点”と”生徒の視点”で次のように整理します。

教職員による生徒指導

生徒指導で目指す生徒の姿

自己決定の場を
与える

自律性

生徒に自分で考え選択する機会をできるだけ多く用意し、自らの決断と責任のある行動がとれるように働きかけることで、自己の可能性に自ら気づき、その伸長を目指して努力するような態度形成を図る。

- ・自分で考えて選択している。
- ・自分の決断と責任で行動している。
- ・自分の可能性に気付いている。
- ・自分の可能性の伸長を目指して努力している。

自己存在感を
与える

多様性

生徒は現にここに存在していることでかけがえのない存在であることを認め、生徒が「自分が大切にされている」と思うような関わりを進める。

- ・自分はかけがえのない存在であると感じている。
- ・自分は大切にされていると感じている。

共感的人間関係
を育成する

協働性

相互に人間として尊重し合う態度で、自分を語り、共感的に理解し合う人間関係を育てる。教師も特に一人の人間として自己開示することが求められる。

- ・自己開示している。
- ・相手を人間として尊重している。
- ・相手を共感的に理解している。

こうした生徒指導を行っていくためには、生徒との信頼関係を大切に、生徒を多面的・多角的に理解し、生徒をかけがえのない存在として寄り添って対応することが重要である。本市で大切にしてきた「関わりきる生徒指導」の本質はこのことであり、これからの時代においても引き続き、大切にすべき心構えである。

2-② 合意形成と意思決定を基盤とした校則の見直し

校則を必要かつ合理的な範囲内において制定し、生徒が校則を自分のものとして捉え、自主的に守ることができるよう、合意形成と意思決定を基盤とした校則の見直しのためのガイドラインを策定します。

1 校則の性質

校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるものである。校則について定める法令の規定は特にないが、判例では、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課すことができ、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされている。

文部科学省「生徒指導提要」(平成22年)

2 見直しの観点

校則は、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、学校や地域の実態に応じて適切に定めることが必要です。また、生徒が校則を自分のものとして捉え、自主的に守るようにするとともに、その内容や必要性について生徒や保護者と共通理解を図ることも必要です。

このため、校則の見直しの観点を次のように設定します。

①必要かつ合理的な範囲において校則を制定すること **多様性**

校則の内容が生徒の実情、保護者の考え方、地域の実情、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、必要かつ合理的な範囲において見直しを行います。

※生まれ持った性質(毛髪等)、性や文化の多様性(制服・下着等)、健康被害(服装の選択・荷物持ち帰り)等に係る規定、合理的な説明ができない規定(中学生らしい)、解釈が曖昧な規定等

②生徒が主体的に考える機会を設定すること **自律性**

校則を制定する権限は校長にあります。生徒が校則を自分のものとして捉え、自主的に守るようするために生徒、教職員、保護者等の意見を反映させ、生徒が主体的に考える機会を設定します。

③生徒や保護者と共通理解を図る取組を行うこと **協働性**

校則の内容や必要性について、生徒や保護者と共通理解を図り、地域の協力を得るために、校則を各学校のホームページに掲載します。

④生徒の自己指導能力の育成のために適切に指導を行うこと **自律性** **多様性**

生徒が自ら判断し、行動し、その結果に責任をもつという自己指導能力を育成することをねらいとし、一人一人の生徒の状況に応じて適切な指導を行います。

3 合意形成と意思決定

本市では、「『夢と志』をもち、グローバル社会をたくましく生きる人材の育成」を進めています。生徒が社会の一員としての自覚や責任をもち、社会生活を営む上で必要なルールの内訳を理解し、自ら判断し行動することができるためには、合意形成と意思決定の資質・能力の育成が必要です。

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

(2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。

文部科学省「中学校学習指導要領(特別活動)」(平成29年3月)

4 見直しのスケジュール

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
教育委員会	校長・生徒指導主事等との協議 ガイドラインの策定		
学校		生徒・保護者・地域等との協議 校則の見直し	校則の公表 校則の適切な運用

※ガイドラインは、各学校の取組状況を踏まえ、必要に応じて改訂していきます。

2-③ 社会的自立に向けた不登校等生徒の支援の強化・充実

社会的自立を目指す観点から、保護者や関係機関との連携を図り、個々の実態に応じた不登校等児童生徒の支援の強化・充実を図ります。

1 自己選択を基本とした多様な学びの場の充実

SSR(スペシャルサポートルーム)

不登校等児童生徒の校内の居場所として設置した校内適応指導教室で、個々の児童生徒の状況等を踏まえ、多様な学びを準備し、主体的な選択ができるよう支援します。

場 所	県指定(R3) 八本松中・高屋中 市指定(R3) 西条小・三ツ城小・川上小・西条中・黒瀬中・中央中
-----	--

※不登校児童生徒への支援の充実を図るため、市指定のSSRの拡充を目指します。

フレンドスペース(適応指導教室)

不登校等児童生徒の社会的自立を目指し、学校復帰に向けて学校・家庭等と協力して支援します。必要に応じてカウンセラー(臨床心理士等)がカウンセリングを行います。

場 所	西条・黒瀬・豊栄フレンドスペース	※フレンドスペース指導員 市費(R3) 7名
問合せ先	各小中学校	
その他	見学・入学希望を受け、校長と教育委員会が協議	

フリースクール

フリースクールとは、不登校等児童生徒が学校以外で学んだり友達と過ごしたりできる居場所のことです。個人や民間企業、NPOによって運営されており、規模や形態、活動内容は多様です。

場 所	あいびい・アカデミア高等学院 等
相談対象	児童生徒・保護者
問合せ先	各フリースクール

※不登校児童生徒への支援の充実を図るため、フリースクールとの連携を進めます。

2 専門家や関係機関と連携した多様な相談の機会の充実

心のサポーター

いじめや不登校などの悩みや不安などの相談に応じます。また教員とともに、家庭訪問などを行うこともできます。

場 所	市内全小中学校	※心のサポーター 市費(R3) 31名
相談対象	児童生徒・保護者	
問合せ先	各小中学校	

スクールカウンセラー

臨床心理士等の資格を持つカウンセラーがいじめや不登校などの悩みや不安を抱える児童生徒や保護者のカウンセリングを行います。

場 所	市内全小中学校	※スクールカウンセラー 県費(R3) 13名
相談対象	児童生徒・保護者	
問合せ先	各小中学校	

スクールソーシャルワーカー

不登校などの対応において、学校だけでは解決が困難な場合に、学校・家庭・福祉機関・医療機関などのネットワークをつくり、環境に働きかける相談・支援活動を行います。

問合せ先	東広島市教育委員会	※スクールソーシャルワーカー 県費(R3) 3名 市費(R3) 5名
その他	派遣については、校長と教育委員会が協議し、決定。	

児童青少年総合相談室

不登校、いじめ、問題行動、子育てなどの悩みや不安について、面談や電話による教育相談・子育て相談を行います。

場 所	東広島市児童青少年センター	※教育相談員 市費(R3) 4名
相談対象	児童生徒・保護者	※カウンセラー 市費(R3) 2名
問合せ先	児童青少年総合相談室	

不登校サポート「親の会」

不登校で悩む児童生徒の保護者が集まり、適応指導教室指導員と共に、保護者同士が交流します。

場 所	西条フレンドスペース
相談対象	保護者
開催日時	毎月第三水曜日13:00～15:00(祝日は除く)

巡回相談

発達障害のある児童生徒への取組を支援するために、学校の要請に応じて訪問し、発達障害に関する内容について、助言等を行います。

場 所	市内全小中学校等
相談対象	学級担任・特別支援教育コーディネーター等
問合せ先	東広島市教育委員会

3-① 部活動改革の現状と課題を踏まえた方向性

部活動の意義を踏まえ、将来にわたって持続可能な部活動を推進していくために、本市の部活動改革の現状と課題を踏まえた方向性を整理します。

1 部活動の改訂の具体的な方向性

部活動については、教育課程の外の学校教育活動としての位置付けを維持しつつ、少子化の進展や教員の負担軽減の観点を考慮して、将来にわたって持続可能な在り方を検討することが求められる。学校教育活動の一環として、関係教科等と関連付ける視点、休養日や適切な活動時間の設定などバランスのとれた生活や成長への配慮を行うとともに、一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築することが不可欠である。

中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月)

2 部活動の位置付け

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

文部科学省「中学校学習指導要領」(平成29年3月)

3 本市の部活動改革の現状と課題

本市においては、「東広島市立中学校における部活動方針」及び「学校における働き方改革取組方針」に基づき、指導・運営に係る体制の構築、休養日及び活動時間の設定、外部指導者の活用などによって、各学校で生徒にとって望ましい部活動の実現や部活動指導に係る教員の負担軽減を進めている。しかし、市全体としては、学校と地域等が協働・融合した形での活動環境の整備や合同部活動等の取組は進んでおらず、持続可能な運営体制の整備に向けては課題がある。

4 本市の部活動改革の方向性

部活動の位置付けや本市の部活動改革の現状と課題を踏まえ、持続可能な部活動の実現に向け、今後の部活動改革の方向性を次の視点で整理します。

(1) 生徒による自主的、自発的な部活動の推進

自律性

多様性

義務教育である中学校段階の生徒にとって望ましいスポーツや文化的な環境を構築するという観点に立ち、生徒による自主的、自発的な参加を尊重するとともに、生徒がバランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。

(2) 教員の働き方改革を踏まえた部活動の推進

多様性

協働性

部活動の教育的意義を踏まえつつ、教員の負担軽減を推進するため、働き方改革取組方針を踏まえた休養日及び活動時間の徹底、外部人材の活用、外部団体等との連携、合理的かつ効率的・効果的な活動を推進するための取組を実施する。

(3) 学校、地域、大学及び企業等との連携による部活動の推進

多様性

協働性

生徒のスポーツ・文化的な活動環境の充実の観点から、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化的な活動環境の整備を進める。

3-② 部活動の方針及び働き方改革取組方針の見直し

部活動改革の現状と課題を踏まえた方向性に基づき、「東広島市立中学校に係る部活動の方針」及び「学校における働き方改革取組方針」を改訂します。

1 東広島市立中学校に係る部活動の方針【要点】

現行(平成31年12月策定)	改訂案
<p>(1) 休養日の基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。 ・長期休業日については、週当たり2日以上以上の休養日を設定する。 ・週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。 	<p>(1) 休養日の設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。 ・長期休業日については、週当たり2日以上以上の休養日を設定する。 ・週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
<p>(2) 活動時間の基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日の活動時間は、学期中の平日では2時間程度、学校の休業日(長期休業中や学期中の週末を含む)は3時間程度とする。 ・大会やコンクール、練習試合や合同練習についてはこの限りではない。 	<p>(2) 活動時間の基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日の活動時間は、学期中の平日では2時間程度、学校の休業日(長期休業中や学期中の週末を含む)は3時間程度とする。 ・大会やコンクール、練習試合や合同練習についてはこの限りではない。
<p>(3) 方針の公表について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長は、市の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。 ・校長及び部活動顧問は、活動方針及び活動計画等を保護者へ周知する。 	<p>(3) 方針の公表について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長は、市の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。 ・校長及び部活動顧問は、活動方針及び活動計画等を保護者へ周知する。
<p>(4) その他【廃止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大会前に限り、校長が認め、保護者の理解を得ている場合、<u>活動時間には含めないものとする。</u> 	<p>(4) 生徒による自主的、自発的な部活動の推進【追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の自主性・自発性を尊重し、学校における部活動への参加については、<u>希望によるものとする。</u> ・生徒が目標や課題を設定し、その達成や解決に向けて取り組むなど、<u>生徒による主体的な部活動運営を充実させる。</u>

2 学校における働き方改革取組方針(3部活動指導に係る教員の負担軽減)

現行(令和元年12月策定)	改訂案
<p>ア 市の方針を踏まえた活動方針の策定・徹底</p> <p>「東広島市立中学校に係る部活動の方針」を踏まえ、学校において部活動の方針を策定するとともに、方針に基づき部活動休養日や活動時間の徹底を図る。</p>	<p>ア 市の方針を踏まえた活動方針の策定・徹底</p> <p>「東広島市立中学校に係る部活動の方針」を踏まえ、学校において部活動の方針を策定するとともに、方針に基づき、休養日や活動時間の徹底を図る。</p>
<p>イ 外部人材を活用した取組</p> <p>(ア) 専門的な技術指導ができる部活動指導員の配置を進める。</p> <p>(イ) 部活動指導員による引率等運営体制の充実について検討する。</p>	<p>イ 外部人材及び地域等の資源を活用した取組【修正】</p> <p>専門的な技術指導ができる部活動指導員等の配置を進めるとともに、<u>地域、大学及び企業等の資源を活用した取組を進める。</u></p>
<p>ウ 外部団体等との連携</p> <p>大会等の統廃合や大会運営の見直しを関係団体等に働きかける。また、各団体の上位団体への働きかけを県に要請する。</p>	<p>ウ 外部団体等との連携</p> <p>大会等の統廃合や大会運営の見直しを関係団体等に働きかける。また、各団体の上位団体への働きかけを県に要請する。</p>
<p>エ 効果的な練習方法等の紹介</p> <p>短時間でより効果的な練習方法等について、先進的な事例を紹介する。</p>	<p>エ 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組【追加】</p> <p>学校においては、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。</p>

3-③ 他校、地域、大学及び企業等との連携

部活動改革の現状と課題を踏まえた方向性に基づき、他校、地域、大学及び企業等の連携を推進するために次の取組を行います。

1 部活動指導員の配置及びスクールサポーターによる支援の拡充

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
部活動支援員①	部活動指導員の配置 4名 野球・陸上・テニス・バレー	部活動指導員の拡充 6名(予定)	部活動指導員の拡充 8名(予定)
スクールサポーター②	スクールサポーターの支援 8名 柔道・陸上・テニス・バレー・バスケ・相撲	部活動サポーター(仮称)の拡充 10名(予定)	部活動サポーター(仮称)の拡充 12名(予定)

①部活動指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事するものである。

②スクールサポーターは、学校の要望に応じて、豊富な経験や優れた技能、指導力を有する退職教員等を学校支援者として派遣し、教科等の指導、学校経営等・学校環境等・部活動の支援を実施するものである。

2 合同部活動及び拠点校方式による部活動の推進

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合同部活動③	合同チームの実施 野球(豊栄中・河内中)	合同部活動の実施検討	合同部活動の実施
拠点校方式④		拠点校方式の実施検討	拠点校方式の実施

③合同部活動による部活動とは、希望する部活動はあるが専門的に指導できる顧問がいない、部員数が少なく十分な練習や大会に出場できない場合に、複数校で部活動を合同して行う形式である。

④拠点校方式による部活動とは、在籍校に希望する部活動がない、希望する部活動はあるが専門的に指導できる顧問がいない場合に、参加を希望する生徒を一つの学校が受け入れる方式である。

3 地域、大学及び企業等との連携による部活動の推進

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大学	広島大学スポーツセンター⑤との連携・施行実施 (オンライン支援など)		大学との連携による部活動の実施
地域	地域との連携による支援体制の整備の検討 (地域の社会体育・文化活動への参加、魅力ある部活動の新設、休日の部活動の段階的な地域移行など)		地域との連携による部活動の実施
企業	企業との連携による支援体制の整備の検討 (専門的な指導、オンライン支援など)		企業との連携による部活動の実施

⑤広島大学スポーツセンターは、令和2年に設置され、スポーツにおける地域活性化に取り組んでいる。令和3年度より、広島大学、東広島市、一般社団法人「みちしるべ」がコンソーシアムを形成し、大学のスポーツ資源を活用した「地域横断型福利厚生プログラム」を進めている。